

附属図書館における予算付替による文献複写要項

(令和2年2月18日附属図書館長決裁)

[令和3年7月15日最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、附属図書館利用細則（平成28年島大細則第8号）第14条第2項の規定に基づき、島根大学の役員、職員及び嘱託講師等職員に準ずる者（以下「役職員等」という。）からの申込を受けて行う予算付替による文献複写に関し必要な事項を定めるものとする。

(文献複写の目的)

第2条 前条の文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とした次の各号に掲げる場合に限り受託することができる。

- 一 出雲キャンパスの役職員等からの申込により、本館の資料を複写するとき。
- 二 松江キャンパスの役職員等からの申込により、医学図書館の資料を複写するとき。
- 三 マイクロフィルム・リーダープリンターによる資料の複写
- 四 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスによる資料の複写

(申込)

第3条 文献複写の申込をしようとする者は、あらかじめ所定の文献複写申込書を、附属図書館長又は医学図書館長に提出し、その承認を得なければならない。

(予算付替を行う金額)

第4条 前条により予算付替を行う金額は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 前項に定める金額は、申込者の指定する予算に付替を行うものとする。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年7月15日から実施する。

別表第1（第4条関係）

区 分	金額 (A3判以下1枚当たり)
白黒	5円
カラー	10円